



宮 崎 県 公 報

令和6年5月27日 (月曜日) 第 512 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号

K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日

購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

目 次

規 則	頁	
○宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則…………… (人事課) 1		を改正する規則…………… (市町村課) 3
○宮崎県住民基本台帳法施行条例及び宮崎県個人 情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正 する条例の施行期日を定める規則…………… (市町村課) 2		告 示
○宮崎県住民基本台帳法施行条例及び宮崎県個人 情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正 する条例の一部の施行期日を定める規則…………… (“) 2		○生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (福祉保健課) 3
○宮崎県住民基本台帳法施行条例施行規則の一部		○生活保護法に基づく施術者の指定…………… (“) 3
		○建築基準法に基づく道路の位置の指定…………… (建築住宅課) 3
		公 告
		○土地改良区の役員の退任の届出…………… (農村整備課) 4
		○土地改良区の定款変更の認可 (3件) …………… (“) 4
		○入札公告…………… 4
		公安委員会公告
		○警備員指導教育責任者講習の実施について…………… 5

規 則

宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年5月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第31号

宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則

宮崎県行政組織規則 (平成10年宮崎県規則第15号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																		
<p>(農政企画課)</p> <p>第45条 農政企画課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 農政審議会及び農業共済保険審査会に関すること。</p> <p>(9)～(11) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(名称等)</p> <p>第 262条 法第 138条の4第3項の規定に基づき設置された附属機関の名称、担当事務及び主管部課は、次のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">担 任 事 務</th> <th style="text-align: center;">主 管 部 課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>宮崎県個人情報保護審議会</td> <td>個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) 第 105条第3項において準用する同条第1項及び宮崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例 (令和4年宮崎県条例第48号。以下「県議会個人情報保護条例」という。) 第45条第1項の規定による諮問に応じ、審議を行う事務、同法第 129条及び県議会個人情報保護条例第50条の規定による諮問に応じ、個人</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	担 任 事 務	主 管 部 課	[略]			宮崎県個人情報保護審議会	個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) 第 105条第3項において準用する同条第1項及び宮崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例 (令和4年宮崎県条例第48号。以下「県議会個人情報保護条例」という。) 第45条第1項の規定による諮問に応じ、審議を行う事務、同法第 129条及び県議会個人情報保護条例第50条の規定による諮問に応じ、個人	[略]	<p>(農政企画課)</p> <p>第45条 農政企画課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 農政審議会に関すること。</p> <p>(9)～(11) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(名称等)</p> <p>第 262条 法第 138条の4第3項の規定に基づき設置された附属機関の名称、担当事務及び主管部課は、次のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">担 任 事 務</th> <th style="text-align: center;">主 管 部 課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>宮崎県個人情報保護審議会</td> <td>個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) 第 105条第3項において準用する同条第1項及び宮崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例 (令和4年宮崎県条例第48号。以下「県議会個人情報保護条例」という。) 第45条第1項の規定による諮問に応じ、審議を行う事務、同法第 129条及び県議会個人情報保護条例第50条の規定による諮問に応じ、個人</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	担 任 事 務	主 管 部 課	[略]			宮崎県個人情報保護審議会	個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) 第 105条第3項において準用する同条第1項及び宮崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例 (令和4年宮崎県条例第48号。以下「県議会個人情報保護条例」という。) 第45条第1項の規定による諮問に応じ、審議を行う事務、同法第 129条及び県議会個人情報保護条例第50条の規定による諮問に応じ、個人	[略]
名 称	担 任 事 務	主 管 部 課																	
[略]																			
宮崎県個人情報保護審議会	個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) 第 105条第3項において準用する同条第1項及び宮崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例 (令和4年宮崎県条例第48号。以下「県議会個人情報保護条例」という。) 第45条第1項の規定による諮問に応じ、審議を行う事務、同法第 129条及び県議会個人情報保護条例第50条の規定による諮問に応じ、個人	[略]																	
名 称	担 任 事 務	主 管 部 課																	
[略]																			
宮崎県個人情報保護審議会	個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) 第 105条第3項において準用する同条第1項及び宮崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例 (令和4年宮崎県条例第48号。以下「県議会個人情報保護条例」という。) 第45条第1項の規定による諮問に応じ、審議を行う事務、同法第 129条及び県議会個人情報保護条例第50条の規定による諮問に応じ、個人	[略]																	

<p>情報の適正な取扱いの確保に関する事項について、宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年宮崎県条例第38号）第3条に規定する実施機関（以下この項において「実施機関」という。）及び宮崎県議会議長に意見を述べる事務、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の40第2項に規定する事項を調査審議し、及び知事に建議する事務、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定により、実施機関に意見を述べる事務並びに宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例第12条第5号の規定による個人情報保護に係る事項について意見を述べる事務</p>			<p>情報の適正な取扱いの確保に関する事項について、宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年宮崎県条例第38号）第3条に規定する実施機関（以下この項において「実施機関」という。）及び宮崎県議会議長に意見を述べる事務、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の40第2項（<u>同法第30条の44の13において準用する場合を含む。</u>）に規定する事項を調査審議し、及び知事に建議する事務、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定により、実施機関に意見を述べる事務並びに宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例第12条第5号の規定による個人情報保護に係る事項について意見を述べる事務</p>		
[略]			[略]		
宮崎県農政審議会	[略]		宮崎県農政審議会	[略]	
宮崎県農業共済保険審査会	<p>農業保険法（昭和22年法律第185号）第171条第1項及び第222条第2項の規定による農業共済組合連合会の組合員の提起する保険に関する訴えの審査並びに農業災害の発生、予防及び防止に関する事項、共済掛金、保険料等の適正化に関する事項等を調査審議する事務</p>	農政水産部農政企画課			
[略]			[略]		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宮崎県住民基本台帳法施行条例及び宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和6年5月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第32号

宮崎県住民基本台帳法施行条例及び宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

宮崎県住民基本台帳法施行条例及び宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例（令和6年宮崎県条例第11号）の施行期日は、令和6年5月27日とする。

宮崎県住民基本台帳法施行条例及び宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和6年5月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第33号

宮崎県住民基本台帳法施行条例及び宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定

める規則

宮崎県住民基本台帳法施行条例及び宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例（令和6年宮崎県条例第11号）附則ただし書に規定する規定の施行期日は、令和6年5月27日とする。

宮崎県住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和6年5月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第34号

宮崎県住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県住民基本台帳法施行条例施行規則（平成22年宮崎県規則第42号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正前 (Before Amendment) and 改正後 (After Amendment). It details changes to Article 2 and Article 3 regarding the provision and public disclosure of personal information.

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



宮崎県告示第 302号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和6年5月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

Table with 3 columns: 名称 (Name), 所在地 (Location), 指定年月日 (Designation Date). Entry for 三州訪問看護ステーションもも.

宮崎県告示第 303号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとお

り指定した。

令和6年5月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

Table with 3 columns: 氏名及び施術所の名称 (Name and Facility Name), 所在地 (Location), 指定年月日 (Designation Date). Entry for 森山 浩司 凜整骨院.

宮崎県告示第 304号

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和6年5月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

Table with 5 columns: 指定番号 (Designation No.), 申請者氏名 (Applicant Name), 位置 (Location), 道路の概要 (メートル) (Road Summary (meters)), 指定年月日 (Designation Date). Entry for (日南) 2024-1.

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、一ツ瀬川土地改良区（西都市）の役員の退任について次のとおり届出があった。

令和6年5月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	児 玉 忠	西都市大字三宅3227番地 1
監 事	原 康次郎	児湯郡川南町大字川南 12972番地 16

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、村角土地改良区（宮崎市）から令和6年3月25日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和6年5月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、花ヶ島土地改良区（宮崎市）から令和6年3月27日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和6年5月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、宮崎市南部土地改良区（宮崎市）から令和6年3月28日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和6年5月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和6年5月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) パーソナルコンピュータ（クライアントパソコン、周辺機器及びソフトウェア） 1,505台（一般業務用端末）
- (2) 借入物品の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 令和6年10月31日
- (4) 契約期間 令和6年11月1日から令和11年10月31日まで（60月）
- (5) 納入場所 仕様書別紙による。
- (6) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、1月当たりの賃借料に契約期間月数を乗じた金額を記載すること（記載方法については、入札書を確認すること。）。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札

価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の 100に相当する金額を入札書に記載すること（入札書の金額は、契約期間全体の総額を記載すること。）。

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 234条の 3 の規定による契約であり、県は、1(4)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

ア 本件契約の相手方が本件契約に違反した場合

イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額され、又は削除された場合

- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 令和6年宮崎県告示第72号に規定する資格を有する者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目が賃貸業務又は電算業務のものであること。

イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

ウ 仕様を満たした機能を有する物品を確実に設置し、及び設定できると認められる者であること。

エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを、納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

オ 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。

なお、第三者は、入札に参加できない。

- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イからオまでの資格要件を満たすことを証明する書類を次により提出し、事前に審査を受けること。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

ア 提出場所 宮崎県総合政策部デジタル推進課ネットワーク担当 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7045

イ 提出期限 令和6年6月10日午後5時（送付にあつては、令和6年6月10日午後5時必着）

ウ 提出方法 持参又は送付（送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）によること。

- 4 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法

3(1)アに掲げる資格を有しない者で、参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

- (1) 申請用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7208

- (2) 申請書類の受付期間 令和6年5月27日から令和6年6月7日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、こ

の場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県総合政策部デジタル推進課ネットワーク担当
(2) 期間 令和6年5月27日から令和6年6月28日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）

6 入札説明書及び仕様書の交付場所及び交付期間

- (1) 交付場所 宮崎県総合政策部デジタル推進課ネットワーク担当
(2) 交付期間 令和6年5月27日から令和6年6月28日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）

7 入札に関する質問

(1) 質問

この競争入札に関し、質問がある場合は、次により提出するものとする。

ア 提出期限 令和6年6月21日午後5時（送付にあっては、令和6年6月21日午後5時必着）

イ 提出先 宮崎県総合政策部デジタル推進課ネットワーク担当

ウ 提出方法 入札質問書を、持参、送付又は電子メール（アドレス digital-suishin@pref.miyazaki.lg.jp）により提出すること。なお、電話による質問は認めない。

(2) 回答

質問に対する回答は、次のとおり行う。

ア 回答方法 県庁ホームページに掲載する。

イ その他 提出期限までに到着しなかった質問及び上記(1)ウの提出方法以外による方法で提出された質問については、いかなる理由であっても回答しない。

8 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県総合政策部デジタル推進課ネットワーク担当
(2) 提出期限 令和6年6月28日午後5時（送付にあっては、令和6年6月28日午後5時必着）
(3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）によること。

9 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁附属棟3階 305号室 宮崎市橋通東2丁目10番1号
(2) 日時 令和6年7月1日午前10時

10 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。

11 入札の無効に関する事項

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他宮崎県財務規則第125条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

12 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行ったものを落札者とする。
(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。
(3) 開札をした場合において落札者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。ただし、入札については2回までとする。

(4) 最低制限価格は設定しない。

13 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県総合政策部デジタル推進課ネットワーク担当

14 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

15 その他

(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において、宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

16 Summary

(1) Nature and Quantity of the products to be required: Personal computers (1,505 computers.)

(2) Time-limit for tender: 5:00 PM on 28 June, 2024

(3) Contact Point for Inquiries: Digital Administration Division, Prefectural Policy Department, Miyazaki Prefectural Government, 2-10-1 Tachibana-dori Higashi, Miyazaki City 880-8501, JAPAN TEL: +81-985-26-7045

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第7号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条の規定に基づく法第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施する。

令和6年5月27日

宮崎県公安委員会委員長 江 藤 利 彦

1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種 類	警備業務の区分	講 習 の 実 施 日	定員
新規取得講習	4号警備業務	令和6年8月2日（金）から8月9日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）	15人
追加取得講習	4号警備業務	令和6年8月8日（木）から8月9日（金）まで	15人

2 講習の対象者

(1) 新規取得講習

講習の対象者は、受講申込みを行う日において、最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者とする。

(2) 追加取得講習

講習の対象者は、受講申込みする当該警備業務区分以外の区分の資格者証又は講習修了証明書を有する者で、かつ、受講申込みを行う日において、最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者とする。

3 講習の場所

宮崎市学園木花台西 2 丁目 4 番地 3

宮崎県技能検定センター

電話0985-58-1570

4 受講申込書の提出方法等

(1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署、又は、受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署でも受理する。

(2) 提出日時

警備業務の区分	提出日時
4号警備業務 (新規取得講習) (追加取得講習)	令和6年6月24日(月)から7月5日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。郵送による申込みは認めない。

(4) 提出書類等

- ア 受講申込書(受講申込者の写真(申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの)を貼り付けたもの)
- イ 当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書
- ウ 資格者証又は講習修了証明書の写し(追加取得講習申請者に限る)

5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県収入証紙により納入すること。

種 類	警備業務の区分	手数料
新規取得講習	4号警備業務	34,000円
追加取得講習	4号警備業務	10,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

- (1) 受講申込みの受付が終了後、その旨、一般社団法人宮崎県警備業協会(代表電話0985-28-0518)に連絡すること。
- (2) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習に関する目的以外には使用しない。
- (3) 公告後、社会情勢の変化により、講習実施の見合せ等の措置を講ずる必要が生じた場合には、速やかに県警ホームページに掲載する。
- (4) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備業係(代表電話0985-31-0110)に行うこと。